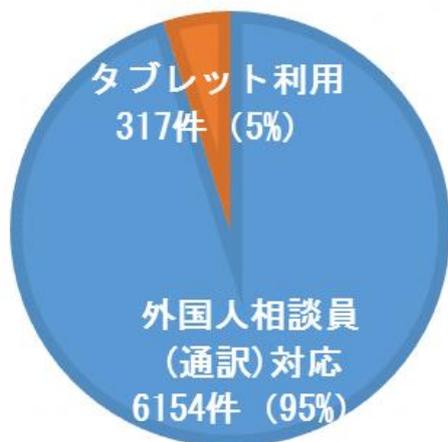


「外国人相談」「日本語教室」「子どもの学習支援」に係る参考資料

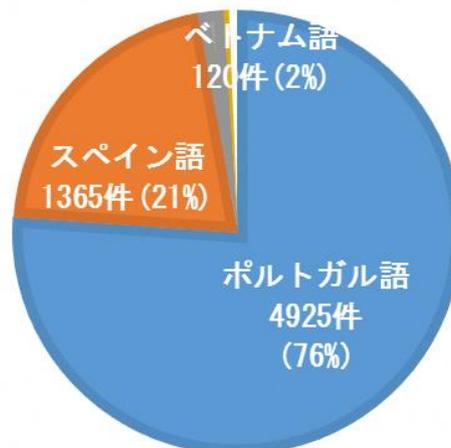
1. 外国人相談

(1) 現状

庁舎外国人相談窓口 対応件数



相談言語



○外国人相談員 (通訳) の対応件数の多くは、ポルトガル語、スペイン語によるものが多い。

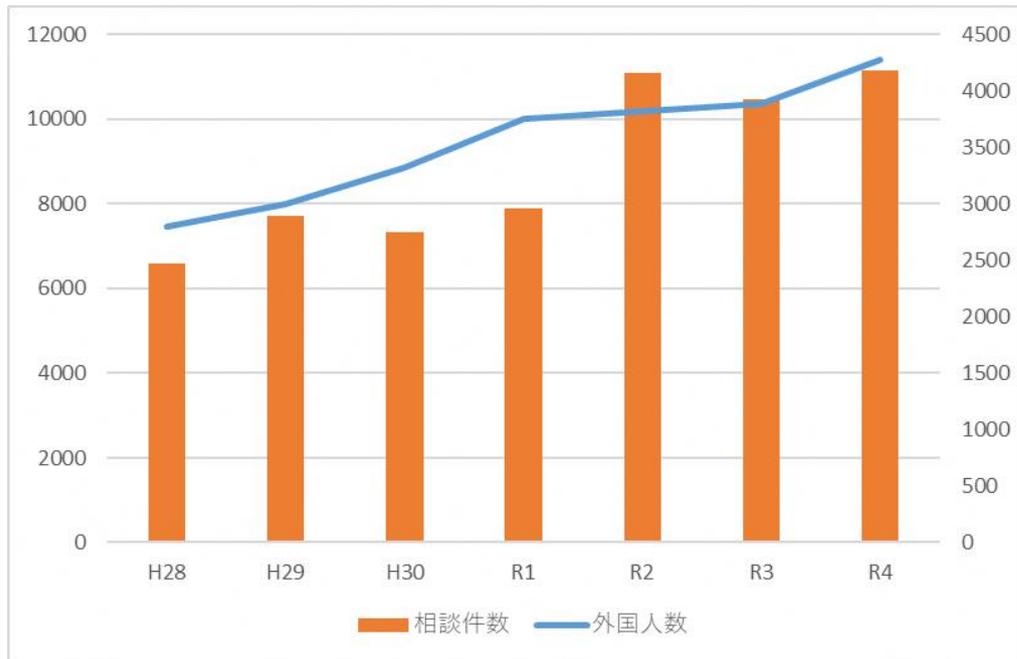
※注意点 外国人集住都市である浜松市 (約79万人、うちブラジル人 (9,708人)、ペルー人 (1,781人)) における相談件数は約2,700件とされている。本市の統計はいわゆる「相談」「通訳」が混在しており、区分されていない。

○ペルー人 (スペイン語) よりもベトナム人 (ベトナム語) の人口が3倍近く

あるにも関わらず、スペイン語の相談件数のほうが多い。

⇒ベトナム人の相談が相対的に少ない。

がいこくじんじんこう そうだんけんすう
外国人人口と相談件数



がいこくじんじんこう そうだんけんすう
 ○外国人人口の増加に伴い相談件数も伸びている。

そうだんけんすう そうだんけんすう
 ○R 1、R 2の相談件数の増加はコロナ禍によるもの。

そうだんないよう すい
相談内容の推移

そうだんけんすう
(相談件数)

そうだんないよう 相談内容	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
いりよう 医療	89	67	86	45	89	87	90
きょういく 教育	153	121	123	148	113	113	121
こうつう うんてんめんきよ 交通・運転免許	191	188	176	224	95	175	139
こよう ろうどう 雇用・労働	20	45	24	28	42	-	-
ころなういるすかんけい コロナウイルス関係	-	-	-	-	160	882	524
しゃかいほけん ねんきん 社会保険・年金	962	1211	1113	1310	1661	1273	1425
じゅうたく 住宅	139	158	21	100	103	504	593
しゅっさん こそだ 出産・子育て	740	723	649	611	867	799	736
ぜいきん 税金	1567	1813	2045	2186	2262	2260	2092
にほんごがくしゅう 日本語学習	15	37	26	28	52	-	-
にゅうかんでつづき 入管手続	110	113	73	92	95	105	89
みぶんかんけい けっこん りこん とう 身分関係 結婚/離婚/DV等	86	108	117	108	141	144	145
た その他	2510	3142	2784	3018	5414	4134	5209

みぶんかんけい けっこん りこんなど けんすう みぎかた けっこんごていじゅう かとうせい
○身分関係（結婚、離婚等）の件数が右肩あがり。結婚後定住の可能性あり。

ろうどうしゃ ぞうか ぜいきん しゃかいほけん かか そうだん ねんねんぞうか
○労働者の増加により、税金、社会保険に係る相談が年々増加している。



※上段、下段で相談件数の単位が大きく異なるので注意願います。

(2) 課題

○言葉や制度の違いによる知識不足が、ごみの出し方や騒音などの生活ルールやマナーなどのトラブルにつながっている。

○多くの外国人住民は、言葉の障壁に加えて、日本の社会制度や生活習慣に不慣れであることから、日常生活に多くの不安を抱えているが、どこに相談すればよいのかわからない。

○通訳タブレット等を活用することで、多様な言語に対応できる体制を整えているにも関わらず、相談件数を見る限り、多くの外国人市民に伝わっていない

かのうせい
い可能性がある。

○DVなどのセンシティブな内容や、オーバーステイなどの課題は通報を恐れ、

市には相談しにくい。また、明らかに人権や法律に違反する場合でも、仕事や

在留資格を失うことを恐れて、誰にも相談できない。

○市への相談を好まず、コミュニティ内において解決している。逆に技能実習

や技術を在留資格とする外国人は単身が多く、横のつながりが無い。

○現在の通訳は、庁舎の生活環境課に3名、生活支援課に1名、子育て政策課に

1名配置されている。相談できるのは、原則、行政手続きのみであり、多様な

相談を受けとめ、対応できる体制とはいえない。(ポルトガル語、スペイン語に

かぎ
限られている)

○甲賀市国際交流協会事務局や市民活動推進課多文化共生係、民生児童委員、

母語支援員など、相談できる場所や相手が散在している。また、それぞれが

独立して活動しており、横の連携がないため、過去には同じ相談者が様々な場所に

相談していたこともあった。

○通訳個人の知識のみ対応しており、外国人市民からの相談内容やノウハウが

組織として蓄積されていない。

○多文化共生センターに開設する相談窓口と、庁舎における相談窓口との

すみ分けが必要となる。

(3) 国、県等の動向

○平成30年12月に国において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対策」

が決定され、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村100か所にお

いて、情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワン

ストップセンター」の設置を支援することが明記された。

○滋賀県多文化共生推進プランにおいて、外国人県民のための相談窓口を設置すると

ともに、市町の相談窓口との連携を図ることが定められている。

※「一元的相談窓口」とは、在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに取次ぎを多言語で行う相談窓口である。生活全般に渡る広範な相談に対応することとなるため、他機関との連携が重要となる（地方出入国在留管理局/法テラス/行政書士会/弁護士会/ハローワーク/労働基準監督署/各種NPO/国際交流協会/日本語教室/市役所関係課など）

(4) 今後の方向性（検討事項）

○転入手続きなどの機会を捉えて、外国人のための生活支援オリエンテーション

（ごみの出し方、健康保険など）の実施を検討する。多言語によるチラシの配布や

動画等による情報提供も有効である。

○多言語対応については、相談頻度の高い言語は雇用による対応を検討し、

相談頻度の低い言語は、タブレット等の映像通訳の活用を検討する。

○相談内容に関する知識や相談に対応する技術の習得が必要となる。一方で、

相談員が全ての相談を解決することは不可能であり、相談内容を丁寧に聞き取っ

たうえで^{かんけいきかん}関係機関に「つなぐ」ための^{ちしき}知識や^{のうりよく}能力が^{もと}求められる。(他^た市町では
そーしゃるわーかーとう^{はいち}ソーシャルワーカー等を^{ちいき}配置している地域もある)

○外国人^{がいこくじん}市民^{しみん}の^{きょじゅうち}居住地に合わせて、^あオンライン、^{おんらいん}電話、^{でんわ}出張^{しゅつちやう}相談、^{そうだん}予約^{よやく}制^{せい}などの
しゅほう^{けんとう}手法^{けんとう}を検討^{けんとう}する。

○一元的^{いちげんてき}相談^{そうだん}窓口^{まどぐち}は、^{しえんしゃどうし}支援者^{しえんしゃ}同士^{どうし}の^{つながり}つながりを^{ふか}深め、^{しえんしゃ}支援者^{そうだん}にとっての^{ぼしよ}相談^{ぼしよ}場所^{ばしよ}とも
なり^う得る。

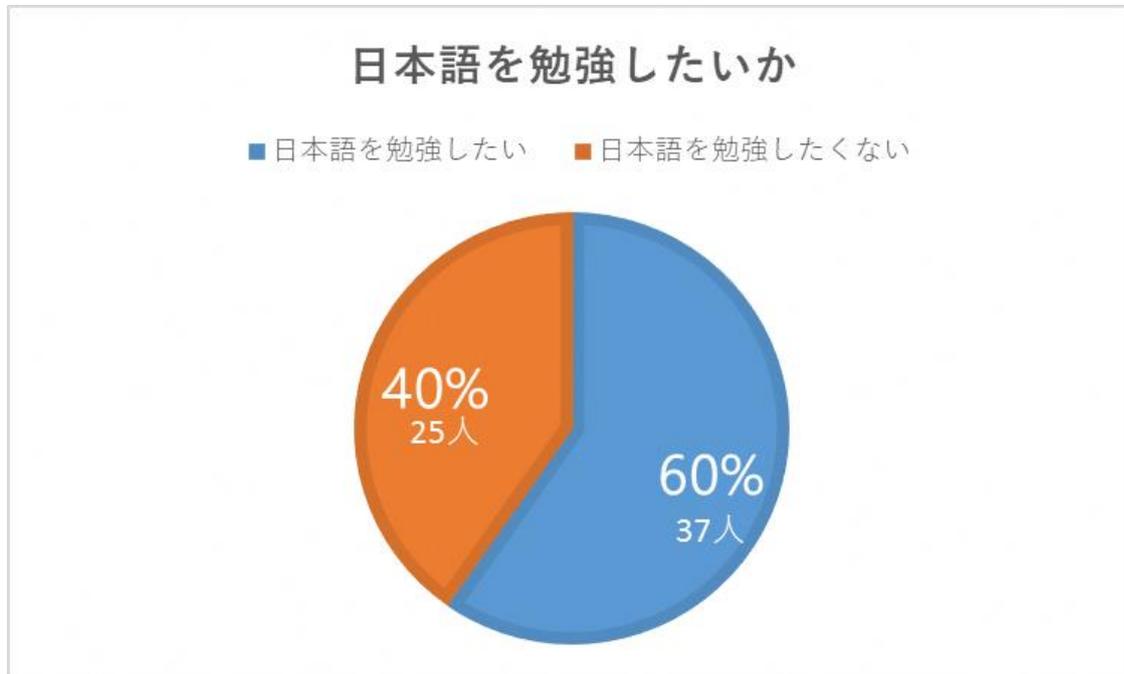
○技能^{ぎのう}実習^{じっしゅう}生^{せい}や^{ぎじゆつ}技術^{ぎじゆつ}などを^{ざいりゅう}在留^{ざいりゅう}資格^{しかく}とする^{がいこくじん}外国人^{しみん}市民^{しみん}は^{たんしんしゃ}単身^{おお}者が^{りやう}多く、^{かいしゃ}寮^{かいしゃ}と^{かいしゃ}会社^{かいしゃ}の
おうふく^{よこ}往復^うだけとなるため、^う横^うの^{つながり}つながりが^あ生まれ^{せいび}ない。^{あら}新たに^{せいび}整備^{せいび}する

^{たぶん}多文化^{せん}共生^たセンター^{だれ}が^{きがる}誰もが^よ気軽に^ぼ寄れる^{おお}場^{おお}となり、^{がいこくじん}多くの^{いぼしよ}外国人^{いぼしよ}市民^{いぼしよ}の^{いぼしよ}居場所^{いぼしよ}と
なる^{きたい}ことに^{きたい}期待^{きたい}している。

○特に^{とく}働^{はたら}く^{がいこくじん}外国人^{かぞく}とその^{じく}家族^{じく}を^{そうだん}軸^{しえん}においた^{じゅうし}相談^{じゅうし}支援^{じゅうし}を^{じゅうし}重視^{じゅうし}していく。

2. 日本語教室 にほんごきょうしつ

(1) 現状 げんじょう



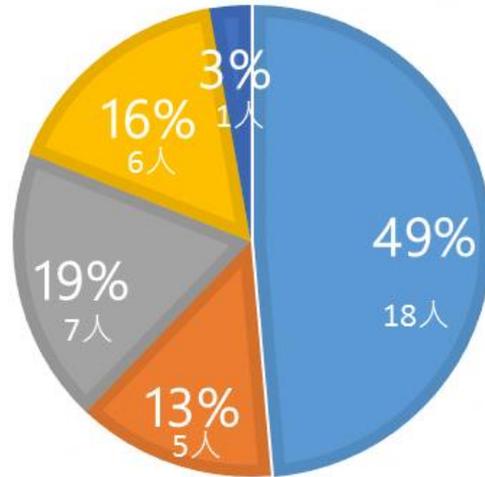
※令和4年度 国際交流フェスタ来訪者 れいわ ねんど こくさいこうりゅうふえすたらいほうしゃ たいめん ちょうさ (対面にて調査)

勉強したくない理由 (主な理由) べんきょう りゆう おも りゆう

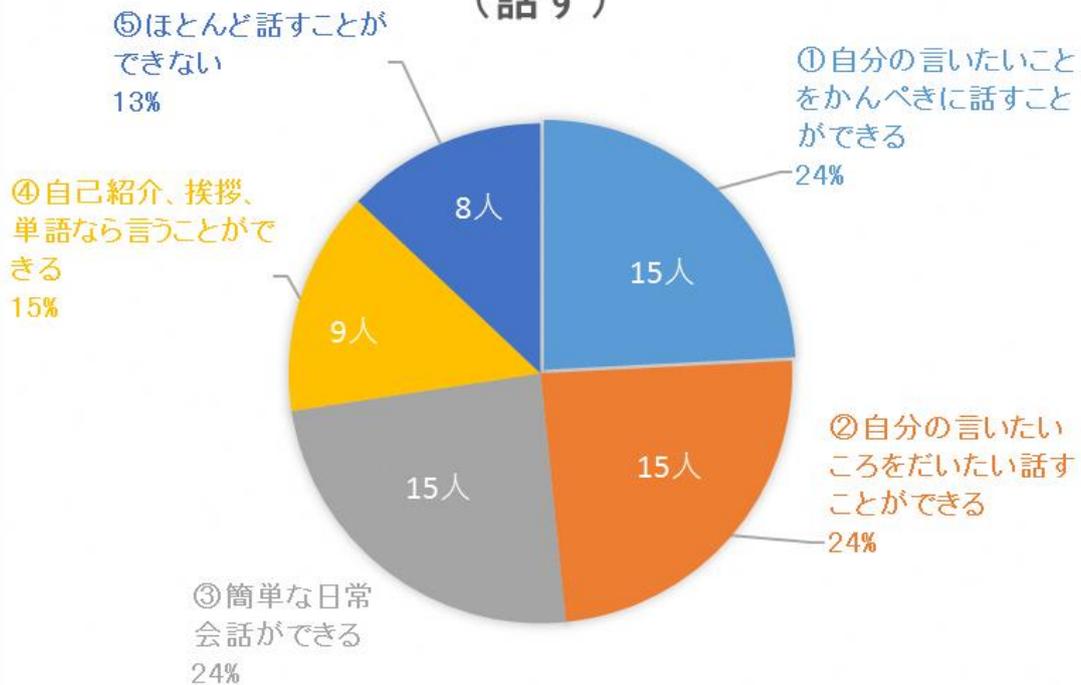
- 日本語ができるから 15人 にほんご にん
- 子育てで勉強する時間がないから 3人 こそだ べんきょう じかん にん
- 仕事で勉強する時間がないから 2人 しごと べんきょう じかん ふたり
- 勉強するためのお金がないから 2人 べんきょう かね ふたり

どんな日本語を勉強したいか

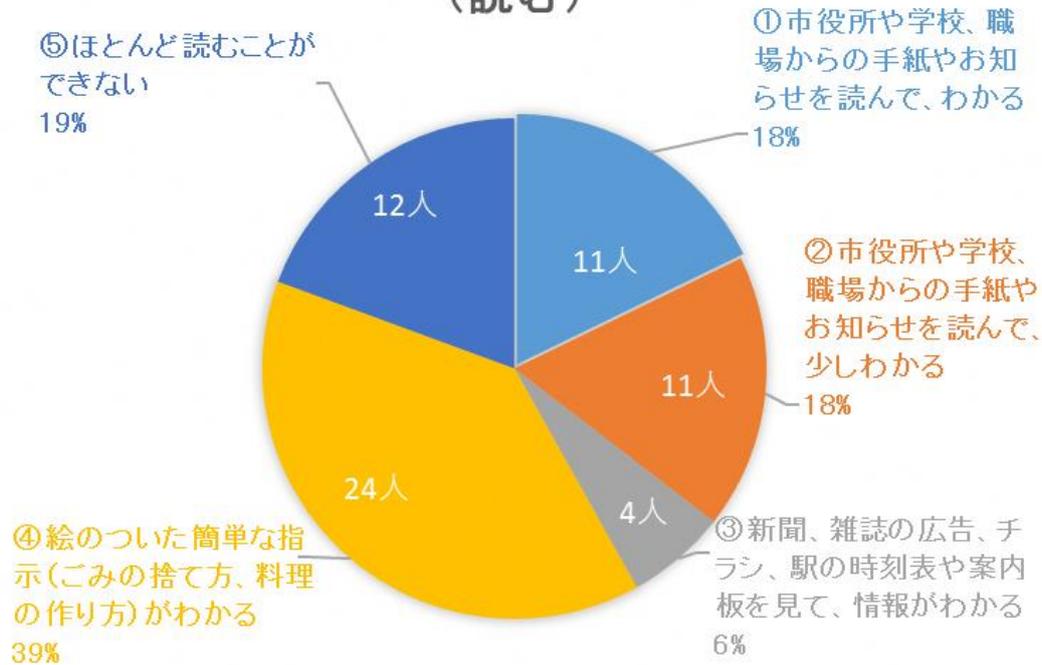
- 生活の日本語
- 仕事の日本語
- 日本語能力試験の勉強
- 読み書き（ひらがな、漢字など）
- 文法



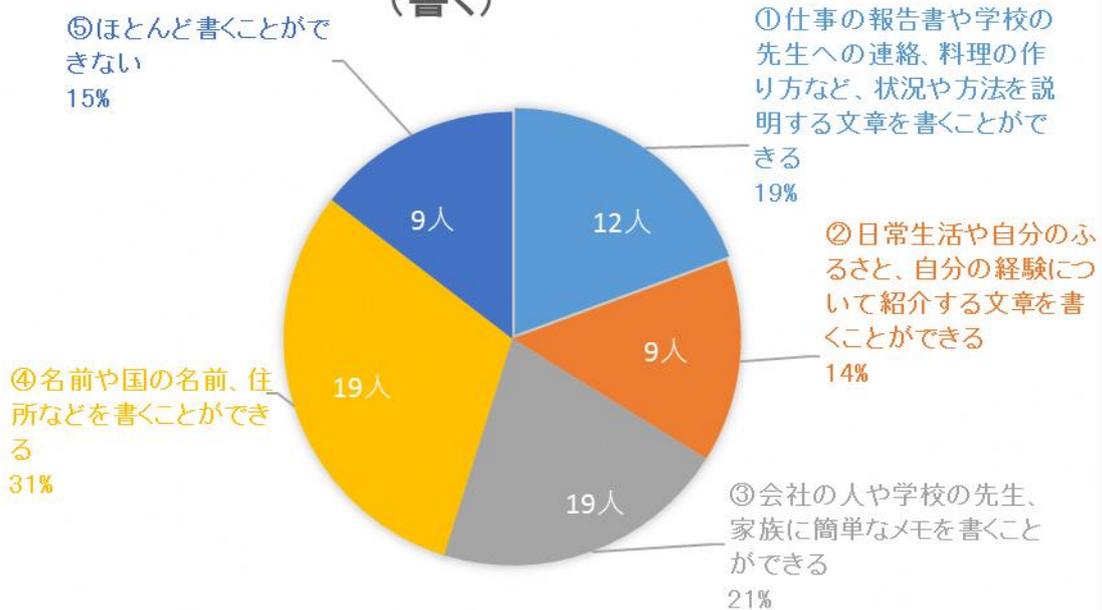
あなたはどのくらい日本語ができますか (話す)



あなたはどのくらい日本語ができますか (読む)



あなたはどのくらい日本語ができますか (書く)



にほんごきょうしつ げんじょう
日本語教室の現状

	にじ 虹	にんじゃ	おんらいん オンライン こうりゅうかい 交流会	はじめよう！ にほんご けん 日本語（県）
かつどうび 活動日	げつようび こべつ 月曜日、個別	どようび 土曜日	にちようび 日曜日	どようび にちようび 土曜日、日曜日
がくしゅうしゃ 学習者（人）	28	52	8	もうしこみ 申込28 じてん ※5/29時点
すたっふ スタッフ（人）	ぼらんていあ ボランティア10	ぼらんていあ ボランティア10	しょくいん ぼらんていあ 職員1ボランティア1	いたく 委託2

(2) 課題

○日本語が話せないことで安心安全な日常生活を送れない外国人がいる。

(買い物、移動、仕事、病院、地域交流、市役所や学校での手続き等)

○日本語が話せない外国人市民とのコミュニケーションについて、地域住民か

ら相談が寄せられている

○日本語を学びたい外国人が増加しており、現在の日本語教室では対応が難しく

なりつつある。(ボランティアの不足、高齢化)

○ゼロ初級者を指導できる専門的な人材が限られている。

○専門家と市民ボランティアの役割分担が必要である。

(3) 国、県等の動向

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年）の施行により、地方公共団体の

責務として「日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、

地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する」こととされた。

○これらを踏まえて、滋賀県では「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改訂）」を策定し、新たに「日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を開始された。

○これまでのボランティアに依存した日本語教育を改め、言語保障のための日本語教室の必要性を明確に打ち出している。

○県主催の日本語教室「はじめよう！日本語」は、ゼロ初級者を対象とした講座として、民間の専門事業者に委託されている。単年度の講座であり、今年度の申込状況を踏まえて、次年度以降の実施主体を検討する必要がある。

○国や県が実施している職業訓練としての日本語教室（JICE）は、原則として「身分による在留資格」を保持している人を対象としており、家族滞在等によるゼロ初級者は応募できない。

（4）今後の方向性（検討事項）

○本市における日本語教室は、学習者に寄り添った温かな支援が行われており、多くの学習希望者の期待に応えるため、日々尽力されている。

○一方で、市民ボランティアによる運営であるため、受け入れ人数や指導能力に限界もあるなか、一部でキャパシティを超えた活動となるケースも見られ、ボランティアからは不満の声も寄せられている。

○コロナ禍においては、失業者の増加により日本語学習へのニーズが高まったが、ボランティア中心であるがゆえに、オンラインなどの臨機応変の対応が取れず、長期間休止の状態が続いたこともある。※代替として市主催のオンライン交流

かい はじ げんざい いた
会が始まり現在に至る。

○これらの状況^{じょうきょう ふ}を踏まえ、ゼロ初級者^{ぜろ しよきゅうしゃ}を対象とした言語保障^{げんごほしょう}としての日本語教室^{にほんごきょうしつ}については、多文化共生センター^{たぶんかきょうせいせんたー}において、行政^{ぎょうせい}が主体的に実施^{しゅたいてき}することも検討^{けん}しなければならぬ。

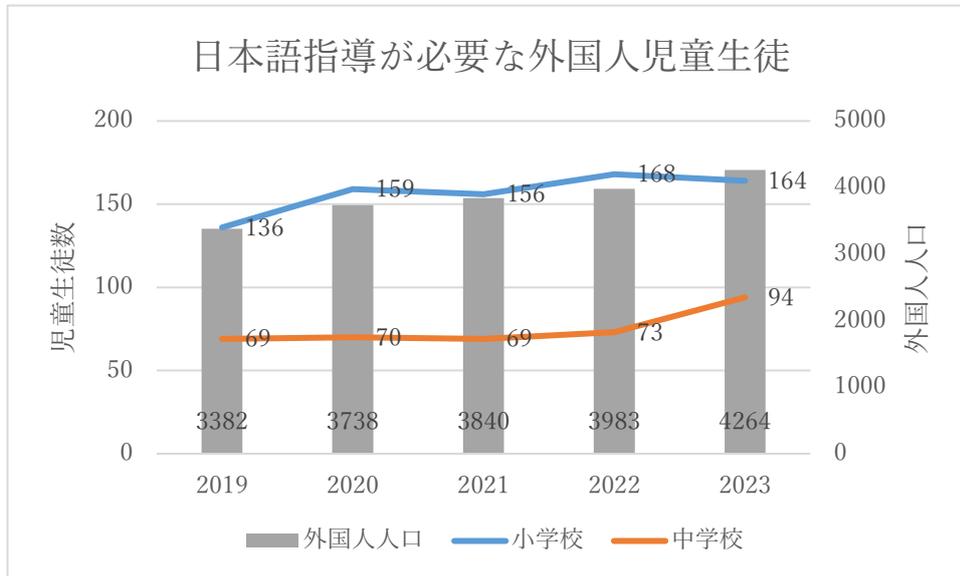
○中級者以上^{ちゅうきゅうしゃいじょう}を対象とした日本語教室^{にほんごきょうしつ}については、これまで同様、ボランティア^{どうよう ぼらんていあ}を中心とした取り組み^{ちゅうしん とく}を基本^{きほん}とするが、ゼロ初級対象者^{ぜろ しよきゅうたいしゅうしゃ}を分離^{ぶんり}することで、ボランティア^{ぼらんていあ}の負担軽減^{ふたんけいげん}に向けて検討^{けんとう}したい。

○なお、ゼロ初級者向け^{ぜろ しよきゅうしゃむ}の日本語教室^{にほんごきょうしつ}の具体的な内容^{ぐたいてき}については、令和5年度^{れいわ ねんど}に実施^{じっし}している県のモデル事業^{けん もでるじぎょう}のカリキュラム^{かりきゅらむ}をベース^{べーす}として検討^{けんとう}する。

○日本語教室空白地^{にほんごきょうしつくわくち}への対応^{たいおう}のため、オンライン^{おんらいん}による教室^{きょうしつ}を検討^{けんとう}するとともに、外国人労働者^{がいこくじんろうどうしゃ}を雇用^{こよう}する企業^{きぎょう}の支援^{しえん}、連携^{れんけい}についても模索^{もさく}しなければならない。

3. 子どもの学習支援（外国につながる子どもの学習支援）

(1) 現状



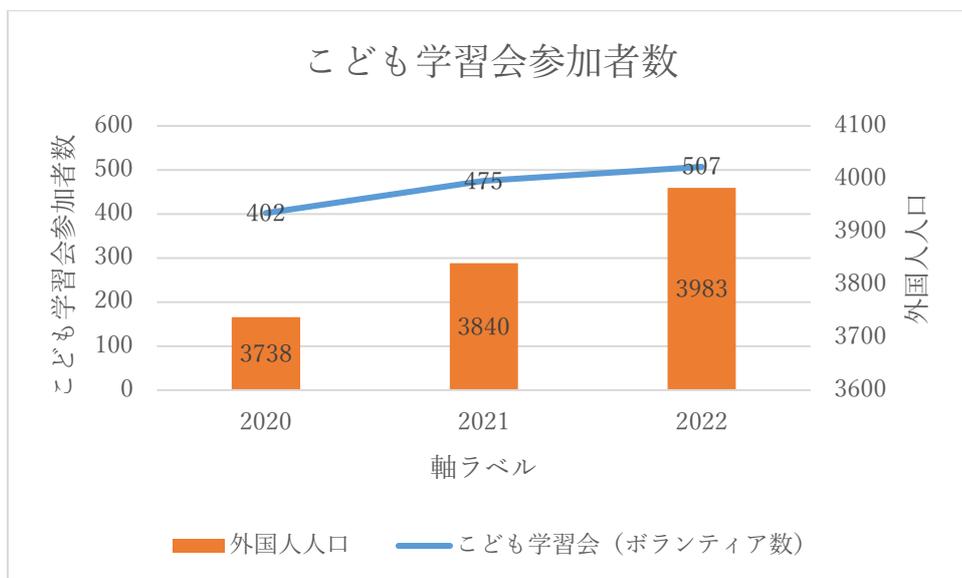
※令和5年度の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査」では、小中学校併せて258人が日本語指導が必要と評価されている。

※人口増加の激しいベトナム人市民の中には、すでに結婚して子育てしている世帯もあるが、現時点では未就学年齢が多く、グラフには反映されていない。しかし、既に小中学校ではベトナム語の母語支援員が配置され、ベトナム人児童の増加に向けた取り組みが進められている。

令和4年度教職員アンケートより（回答数224件）

外国人児童に係る課題認識	<input type="radio"/> 日本語能力が不足している 150 <input type="radio"/> 教科学習が遅れている 148
外国人児童への対応について 課題だと感じることは何ですか？	<input type="radio"/> どのように教科を教えたらよいかわからない 145 <input type="radio"/> 取り出し指導や入り込み指導の時間が少ない 124 <input type="radio"/> どのように日本語を教えたらよいかわからない 107

がくしゅうかいさんかしゃすう じどうせいと ぼらんていあ の にんずう
 こども学習会参加者数（児童生徒とボランティアの延べ人数）



※こども学習会参加者数（児童生徒及びボランティアの延べ人数）（外国人人口被せ）
 ※コロナ禍ではオンラインで対応

かだい
 (2) 課題

ア. かわせみ教室（日本語初期指導教室）

○日本語指導が必要な児童生徒は年々増加傾向にあるなか、かわせみ教室の定

員は常に定員一杯の状態にあり、多くの待機者が発生している。

○同教室が設けられている伴谷東小学校まで、保護者による送迎を必要として

いるため、少なからず参加できない児童生徒がいる。

○かわせみ教室への通学できない場合に、在籍校において、ゼロ初級者を受け

入れる必要があるが、学校現場では十分な対応ができない。

○ブレイスメントテストなど統一した評価基準がないため、「日本語指導が必

要な児童生徒」の基準、かわせみ教室における児童の「日本語力の到達点」

などを明らかに示すことができない。

がっこうげんば きょうしつ そうほう やくわり じどう じょうきょう きょうゆう
○学校現場、かわせみ教室の双方における役割、児童の状況などの共有が
じゅうぶん
十分とはいえない。

イ. 子ども学習会

きょうしつ ふく がっこうげんば しどう げんかい ぼらんていあ
○かわせみ教室を含めた学校現場における指導には限界があり、ボランティア
による子ども学習会がその受け皿になっている。

いっぽう ぼらんていあ たいおう おも いぼしよ げんごほしょう
○一方で、ボランティアが対応できるのは主に「居場所づくり」であり、言語保障
およ がくしゅうほしょう ぎょうせい しびるみにまむ ほしょう してき
及び学習保障などは、行政がシビルミニマムとして保障すべきとの指摘も
おお う
多く受けている。

さんかしゃすう ぼらんていあすう へんどう りんきおうへん たいおう もと
○参加者数、ボランティア数ともに変動するため、臨機応変な対応が求められると
ともに、にほんこれべる がくしゅうじょう じゃくてん あ ちょうきてき しどう なん
ともに、日本語レベルや学習上の弱点などに合わせた長期的な指導が難しい。

きょうかしどう にほんごしどう ひつよう ぼらんていあ ふたん おお
○教科指導だけでなく、日本語指導も必要となるため、ボランティアの負担が大きい。

かぞくたいどう がいこくじんしゅみん ぞうか ともな ちようかねれいしゃ かりきゅらむ ちが
○家族帯同による外国人市民の増加に伴い、超過年齢者やカリキュラムの違い、
たびかさ てんこう がくしゅう つ あ けーす ふ
度重なる転校により、学習の積み上げができていないケースも増えている。

ぎむきょういくねんれい こ こ こうこうしんがくしえん う ざら
○義務教育年齢を超えた子どもの高校進学支援の受け皿がない。

ぼこく ぎむきょういく お ばあい ちゅうがっこう へんにゅう かのう じゅうぶん
※母国で義務教育を終えていない場合は中学校への編入が可能だが、十分に

がくしゅうげんご しゅうとく たと こうこうしんがく かな がくしゅう
学習言語を習得することはできない。例え、高校進学が叶っても学習に

おく しょう たいがく けーす
遅れが生じ、退学となるケースもある。

(3) 国、県等の動向

○^{ちいき}地域における^{たぶんかきょうせいすいしんぷらん}多文化共生推進プラン（^{そうむしょう}総務省）において、^{がくれい}学齡を^{ちょうか}超過した

^{がいこくじん}外国人への^{はいりょ}配慮が^{いちづ}位置付けられ、^{ちいき}地域の^{じつじょう}実情に^{おう}応じて、^{やかんちゅうがく}夜間中学の^{せっち}設置を^{けん}検討する^{とう}ことが^{めいじ}明示された。

○これにより、^{しがけんはつ}滋賀県初の^{やかんちゅうがく}夜間中学が^{れいわ}令和7年（^{ねん}2025年）に^{こなんし}湖南省にお

^{かいこう}いて開校される^{よてい}予定（^{けんないざいじゅう}県内在住^{さいいじょう}16歳以上、^{げんそく}原則、^{ぎむきょういくみしゅうりょうしゃ}義務教育未修了者）。

（4）^{こんご}今後の^{ほうこうせい}方向性（^{けんとうじこう}検討事項）

○^{がいこくじんしゅうじゅうちいき}外国人集住地域において、^{にほんごしどう}日本語指導が^{ひつよう}必要な^{じどうせいと}児童生徒の^{ぞうか}増加が^{けんちよ}顕著となっ

ている。それぞれの^{ちいきとくせい}地域特性に合わせて、^{しょうがっこう}小学校および^{ちゅうがっこう}中学校の^{りかい}理解のもと、

^{きょうかしどうけいけん}教科指導経験のある^{ちいきじゅうみん}地域住民の^{きょうりよく}協力を^え得ながら、^{こうない}校内における^{ほうかごがくしゅう}放課後学習の

^ば場づくりが^{ひつよう}必要である。

○（^{かしょう}仮称）^{たぶんかきょうせいせんたー}多文化共生センターにおいて、^{がいこく}外国につながる^{じどう}児童の^{がくしゅう}学習を^{しえん}支援する

ため、^{へいじつ}平日（^{ほうかご}放課後）^{がくしゅうしえん}学習支援の実施を^{じっし}検討する。^{ぼらんていあべーす}ボランティアベースとして、

^{しゅ}主は「^{いばしょ}居場所づくり」となるが、^{ちょうかねんれい}超過年齢を含めた^{ふく}対応を^{たいおう}検討する。^{けんとう}

○^{どうせんたーかいせつご}同センター開設後においても、「^こ子ども^{がくしゅうしえん}学習支援（^{どようび}土曜日）」は（^{いっしゃ}一社）^{こうかしこくさい}甲賀市国際

^{こうりゅうきょうかい}交流協会に^{しゅたいてき}主体的に^{にな}担っていただく。^{ゆうしょう}有償による^{しえん}支援や^{ちょうかねんれい}超過年齢への^{たいおうほうほう}対応方法

などは^ひ引き続き^{つづ}検討を^{けんとう}つづける。

○^{こうこうしんがく}高校進学を^{きぼう}希望する^{ざいじゅうがいこくじん}在住外国人を^{たいしょう}対象とした^{せんもんてき}専門的な^{がくしゅう}学習の^ば場を^{けんとう}検討する

^{ひつよう}必要がある。